

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）



福島県報

目次

福島県選挙管理委員会

- 福島県知事選挙を行う件
- 福島県知事選挙における選挙長及び選挙長の職務を代理すべき者を選任した件
- 福島県知事選挙における選挙長の事務を取り扱う場所及び立候補の届出を受理する場所を定めた件
- 福島県知事選挙における諸届出を受理する場所を定めた件
- 福島県知事選挙における選挙会の場所及び日時を定めた件
- 福島県知事選挙における各候補者の政見放送及び経歴放送の順序を定めるくじを行う日時及び場所を定めた件
- 福島県知事選挙における選挙公報の掲載順序を定めるくじを行う日時及び場所を定めた件
- 福島県知事選挙におけるポスター掲示場にポスターを掲示することのできる日を定めた件
- 福島市選挙区、郡山市選挙区及びいわき市選挙区福島県議会議員補欠選挙を行うべき事由が生じた件

福島県選挙管理委員会

福島県選挙管理委員会告示第五十五号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第三十三条第一項の規定に基づく福島県知事選挙を次のとおり行う。
令和八年十月八日

選挙の期日 令和八年十月二十五日

福島県選挙管理委員会

委員長 成田良洋

福島県選挙管理委員会告示第五十六号

令和八年十月二十五日執行の福島県知事選挙における選挙長及び選挙長の職務を代理すべき者を公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十五条第三項及び公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第八十条第一項の規定により、次のとおり選任した。
令和八年十月八日

福島県選挙管理委員会

委員長 成田良洋

一 選挙長

福島市 成田良洋

二 選挙長の職務を代理すべき者

福島市 工藤 宇裕

福島県選挙管理委員会告示第五十七号

令和八年十月二十五日執行の福島県知事選挙における選挙長の事務を取り扱う場所及び立候補の届出を受理する場所を次のとおり定めた。
令和八年十月八日

福島県選挙管理委員会

委員長 成田良洋

一 選挙長の事務を取り扱う場所

福島市杉妻町二番十六号

二 立候補の届出を受理する場所

福島県庁本庁舎二階選挙管理委員会事務室

福島県選挙管理委員会告示第五十八号

令和八年十月二十五日執行の福島県知事選挙における次の一に掲げる諸届出を受理する場所を次の二のとおり定めた。
令和八年十月八日

福島県選挙管理委員会

委員長 成田良洋

一 届出の種類

1 選挙事務所の設置及び異動の届出

2 出納責任者の選任及び異動の届出

3 報酬の支給を受けることができる者の届出

二 届出を受理する場所

福島市杉妻町二番十六号 福島県庁本庁舎二階選挙管理委員会事務室

福島県選挙管理委員会告示第五十九号

令和八年十月二十五日執行の福島県知事選挙における選挙会の場所及び日時を公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十七条第一項の規定により、次のとおり定めた。
令和八年十月八日

福島県選挙管理委員会

委員長 成 田 良 洋

- 一 場所 福島市杉妻町二番十六号 福島県庁本庁舎一階本一七六会議室
二 日時 令和八年十月二十八日午前十一時

福島県選挙管理委員会告示第六十号

令和八年十月二十五日執行の福島県知事選挙における各候補者の政見放送及び経歴放送の順序を定めるくじを行う日時及び場所を次のとおり定めた。
令和八年十月八日

福島県選挙管理委員会

委員長 成 田 良 洋

- 一 日時 令和八年十月八日午後六時
二 場所 福島市杉妻町二番十六号 福島県庁本庁舎二階選挙管理委員会事務室

福島県選挙管理委員会告示第六十一号

令和八年十月二十五日執行の福島県知事選挙における公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百六十九条第六項の規定による選挙公報の掲載順序を定めるくじを行う日時及び場所を次のとおり定めた。
令和八年十月八日

福島県選挙管理委員会

委員長 成 田 良 洋

- 一 日時 令和八年十月九日午後六時
二 場所 福島市杉妻町二番十六号 福島県庁本庁舎二階選挙管理委員会事務室

福島県選挙管理委員会告示第六十二号

令和八年十月二十五日執行の福島県知事選挙におけるポスター掲示場にポスターを掲示できる日を、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百四十四条の二第五項の規定により、次のとおり定めた。
令和八年十月八日

福島県選挙管理委員会

委員長 成 田 良 洋

掲示開始日 令和八年十月八日

福島県選挙管理委員会告示第六十三号

次のとおり福島市選挙区、郡山市選挙区及びいわき市選挙区福島県議会議員補欠選挙を行うべき事由が生じたので、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百九十九条の

五第四項第六号の規定により、告示する。
令和八年十月八日

福島県選挙管理委員会

委員長 成 田 良 洋

事	由	
一 福島県議会議員椎根健雄が令和七年二月二五日辞職したこと。	令和七年二月二五日	公職選挙法第一一条第二項の規定による通知を受けた日
二 福島県議会議員山口洋太が令和八年一月一九日辞職したこと。	令和八年一月二〇日	
三 福島県議会議員西山尚利が令和八年一月二三日辞職したこと。	令和八年一月二三日	
四 令和八年一〇月二五日福島県知事選挙が行われるため、公職選挙法第一一三条第三項第三号の規定に該当したこと。		